

研究課題名（課題番号）：強度行動障害を有する知的・発達障害に関わる医療従事者向け研修プログラム開発に向けた研究（24GC0701）

分担研究報告書

分担研究課題名：地域支援体制づくりと地域ケア会議の持ち方（応用編）講義資料及び講義ビデオの作成およびワーク「地域ケア会議の実際」の開発

研究分担者：吉川徹（愛知県尾張福祉相談センター）

研究要旨

強度行動障害を有する知的障害・発達障害者の診療に際しては、医療機関のみで行うことの可能な介入には限界があり、地域の多職種の支援者との連携が不可欠である。本研究ではこれに必要な姿勢、知識、技術について医療従事者が学習する機会を提供することを目的として、講義資料「地域支援体制づくりと地域ケア会議の持ち方」（応用編）および講義ビデオ、ワーク資料「地域ケア会議の実際」を作成した。

講義資料及びビデオ作成においては地域の支援体制整備に医療従事者が積極的に参画する意義と姿勢、および必要な知識について学ぶことができる」「個別の事例に関する地域ケア会議に主催者もしくは参加者として関与するために必要な知識を学ぶことができる」を目標とした。

ワークの作成においては、他のワークの成果物等を活用することなどを通じて、研修全体の一貫性を確保することを重視した。目標を「地域ケア会議開催、参加の準備について学ぶことができる」「地域ケア会議の運営について学ぶことができる」こととし、講義資料の内容を踏まえて、グループ討議及び個別ワークを通じて進めるものとした。

A. 研究目的

強度行動障害を有する知的障害・発達障害者の診療に際しては、医療機関のみで行うことの可能な介入には限界があり、地域の多職種の支援者との連携が不可欠である。

そのために、地域での連携を可能とする体制づくりへの医療従事者としての貢献、および主催者もしくは参加者としての地域ケア会議への関与のために必要な姿勢、知識、技術について学習する機会を提供することを研究の目的とした。

B. 研究方法

講義資料作成に当たっては、最終的な目標をして、強度行動障害の状態にある児者の診療に関わる医療従事者が地域での支援体制づくりに積極的に関与する姿勢とそのための基礎的

な知識を獲得すること、および個別の事例についての地域ケア会議を主催もしくは参加する際に必要な知識を獲得することとした。

講義資料の作成に当たっては先行する研究を参照するとともに、近年の強度行動障児者の支援に関する施策の動向などに関する公的情報を検索・収集した。

まず原案を作成し、本研究班会議において内容を吟味し、修正・加筆を行い、講義資料（別添）及び講義ビデオを作成した。

ワークについては、最終的な目標を個別の事例への支援に際して、有意義な地域ケア会議が開催でき、医療従事者としてそれに貢献するための技術を獲得することを目的とし、資料を作成した。

(倫理面への配慮)

公表されている既存の資料を用いた構成としており、個人情報を取り上げるような内容とはなっていない。

C. 研究結果

1) 「地域支援体制づくりと地域ケア会議の持ち方」(応用編)では、目標を「地域の支援体制整備に医療従事者が積極的に参画する意義と姿勢、および必要な知識について学ぶことができる」「個別の事例に関する地域ケア会議に主催者もしくは参加者として関与するために必要な知識を学ぶことができる」こととした。

講義資料の構成は、

1. 強度行動障害者の医療的支援
 2. 強度行動障害支援体制整備における医療の役割
 3. 相談支援専門員の位置付け
 4. 地域移行を支える資源
 5. 強度行動障害支援体制整備の新しい流れ
 6. 地域ケア会議の持ち方
 - 6-1. 目的の設定
 - 6-2. 形式の設定
- とした。

2) ワーク「地域ケア会議の実際」では、目標を「地域ケア会議開催、参加の準備について学ぶことができる」「地域ケア会議の運営について学ぶことができる」こととした。

ワークの構成

前半

1. ワーク「アセスメント・ケースシートの作成」、ワーク「構造化と機能分析による支援計画」で作成したケースシート、ストラテジーシート等を参照して、治療介入法の見直しと、地域ケア会議で共有、検討すべき事項についてのディスカッションを行い、地域での共有を念頭に、ケースシート後半部分の作成を行う。

2. 作成されたケースシートに基づき、地域ケア会議で共有を念頭に、医療側から会議に提供される資料であるクライシスプランシートの修正、退院後支援計画書の修正を行う。
3. 想定される地域ケア会議の参加機関等について検討を行う。

後半

4. 研修受講者が、各機関からの参加者のロールプレイを行う形式で、模擬地域ケア会議を開催する。
5. これまでの講義、ワークの内容を踏まえて、退院後支援体制計画書を作成する。

D. 考察

強度行動障害のある人の支援は医療機関で完結することは少なく、地域の種々の支援機関等との連携が必要となる。特に支援者への負担の大きい行動障害児者への支援は、多数の支援機関が関与することも多く、情報や支援方針の共有の必要性は高い。

一方で強度行動障害の支援に関わる医療従事者の、この領域に関わる支援資源や地域での支援の実態に関する知識は必ずしも充分ではなく、連携に関する実際の経験も不足しがちである。

連携を効果的に機能させるに当たっては、医療従事者から伝わり形で非医療従事者への情報提供が行われることが必要であり、また個別の事例について医療が果たす役割についての調整と共有が不可欠である。

実際にこれを行っていくためには、医療従事者のより一層の知識や技術の向上が必要であると考えられる。今後、本研究で作成された講義やワークを試行し、効果検証を行っていくことが必要である。

E. 結論

「地域支援体制づくりと地域ケア会議の持ち方」(応用編)の講義資料及び講義ビデオを作成した。講義資料及びビデオ作成においては

地域の支援体制整備に医療従事者が積極的に参画する意義と姿勢、および必要な知識について学ぶことができる」「個別の事例に関する地域ケア会議に主催者もしくは参加者として関与するために必要な知識を学ぶことができる」を目標とした。

ワーク「地域ケア会議の実際」を作成した。ワークの作成においては、他のワークの成果物等を活用することなどを通じて、研修全体の一貫性を確保することを重視した。目標を「地域ケア会議開催、参加の準備について学ぶことができる」「地域ケア会議の運営について学ぶことができる」こととし、講義資料の内容を踏まえて、グループ討議及び個別ワークを通じて進めるものとした。

F. 健康危険情報

本研究に関する健康危険情報は無い。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

<参考文献>

厚生労働省(2023) 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書

會田千重(2023) 入院中の強度行動障害者への支援・介入の専門プログラムの整備と地域移行に資する研究 厚生労働科学研究報告書

厚生労働省(2023) 障害者総合福祉推進事業 強度行動障害を有する者の一般医療受診に関する実態調査 「強度行動障害といわれる状態にある当事者の歯科を含む一般身体医療受診に関する調査」

日誌正文 吉川 徹 樋端佑樹(編)(2022) 対話

から始める 脱！強度行動障害 日本評論社

金樹英(2015) 平成 27 年度 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 講師用資料 「強度行動障害と医療」

特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク(監修)(2020) 強度行動障害のある人の「暮らし」を支える: 強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト 中央法規出版

地域支援体制づくりと 地域ケア会議の持ち方

吉川 徹
愛知県尾張福祉相談センター

- 本講義に関して開示すべきCOIはありません

強度行動障害者の医療的支援

- 医療だけで行うことは困難
- 医療が関わらずに行うことは困難

- 「その人の支援」の中で、医療が果たし続ける役割を明示していくこと

強度行動障害者の医療的支援

- 他領域の支援の資源を知らないと、医療の役割が決められない
 - 他を知らずに医療が役割を決めると「隙間」ができるから

- 医療の役割を果たすと共に、隙間ができないようにすることが必要

強度行動障害者の医療的支援

- 隙間を作らないために
 - 制度の概要を知っておく
 - その地域で利用できる資源について知っておく
 - その人が利用できる資源について知っておく
- 何層にもわたる知識が必要

強度行動障害支援体制整備における医療の役割

- 協議会、検討会等への参加を通じて、地域での支援体制整備には、医療従事者が関与する方がよい
 - マクロな体制の中での医療の役割の呈示
- 強度行動障害支援者養成研修への関与
 - 地域の福祉従事者、(教育従事者)への直接的な情報伝達が可能
 - その地域、その機関の医療の状況を伝えるチャンス

強度行動障害のある人を支える資源

相談支援専門員

- 「その人」の支援体制を作っていくキーパーソン
……になりうる役割
 - 基本相談
 - 計画相談
 - サービス等利用計画の作成
 - モニタリング
- 強度行動障害に関する知識や経験は様々

誰が「相談支援」を担当するのか

- 相談支援専門員の所属先
 - 基幹相談支援センター
 - 困難な事例などを主に担当
 - 未設置の自治体もある
 - 特定相談支援事業所
 - 障害児相談支援事業所
 - 一般的な障害児者の事例を担当
 - 継続的に関わっている事例については、「その人」についての多くの情報や知見を有している場合もある

強度行動障害のある人を支える資源

移行を支える資源

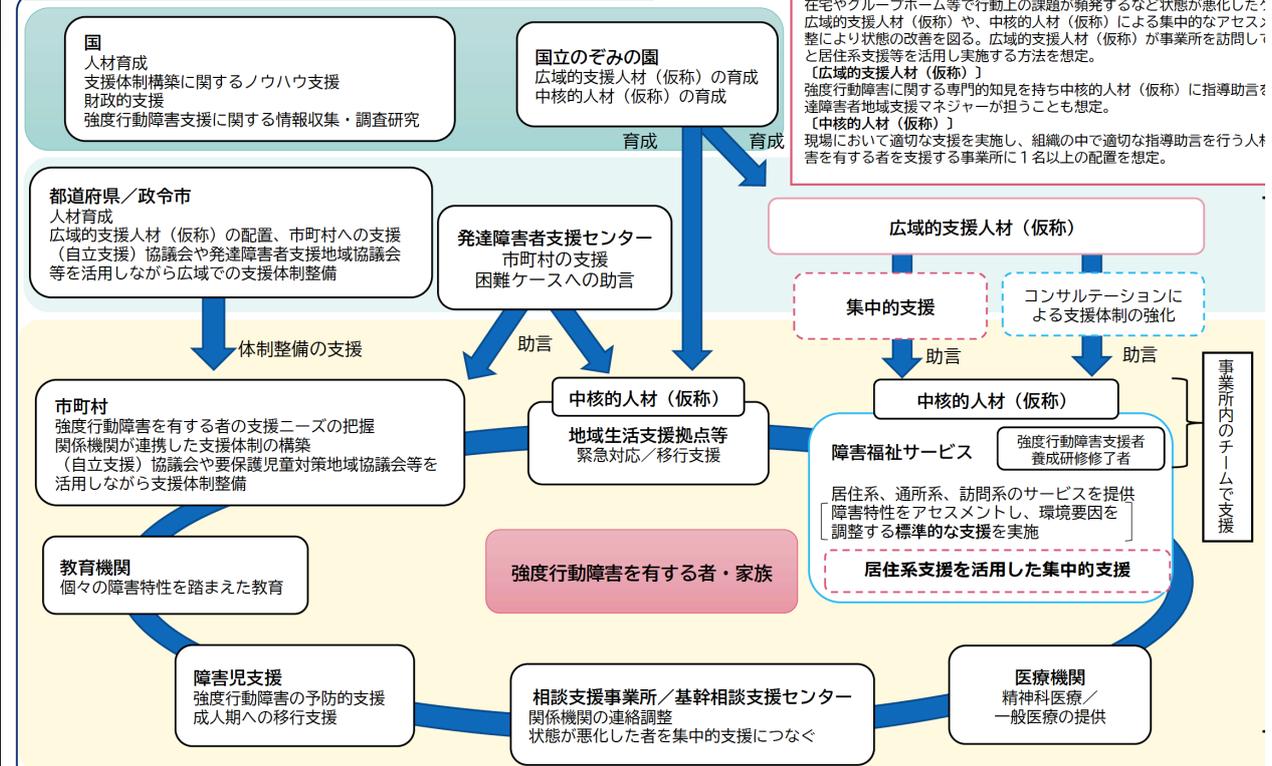
- 病院、施設等から地域への移行に関わる相談
 - 一般相談支援事業所
 - 地域移行支援
 - 病院、施設等から地域への移行までを支える
 - 地域定着支援
 - 病院、施設等から地域への移行後を支える
 - 概ね6カ月が目安(延長可能)

強度行動障害支援体制整備の新しい流れ

- 一般の福祉制度の枠組みに限らない、強度行動障害を念頭においた体制づくりが始まっている
- 参考
- 厚生労働省 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会
 - (2022年10月4日～2023年3月30日)
 - https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28187.html

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



地域ケア会議の持ち方

- ・ ケースに関するカンファレンスの開催に当たって、決めていかなければいけないこと

- ・ 目的
- ・ 主催者
- ・ 参加者
- ・ 方法
- ・ 日時、会場

地域ケア会議の目的の例

- 現状の支援体勢の確認
 - 役割分担の確認と隙間の検出
- 支援技法等の情報共有と摺り合わせ
 - 上手くいっている方法、上手くいかなかった方法についての情報を共有して支援の効率化を図る
 - 特定の課題の解決策の検討を行う場合も
- 支援の目標の共有と摺り合わせ
 - 目標とする「ライフスタイル」の共有
- 不足している資源や確保の方法の検討
- 支援者のピアサポート

地域ケア会議の目的の例

- 現状の支援体勢の確認
 - 役割分担の確認と隙間の検出
- 不足している資源や確保の方法の検討
- 支援技法等の情報共有と摺り合わせ
 - 上手くいっている方法、上手くいかなかった方法についての情報を共有して支援の効率化を図る
 - 特定の課題の解決策の検討を行う場合も
 - 具体的な課題解決を目標とする場合、インシデントプロセス法などを用いることもできる。

地域ケア会議の目的の例

- 支援の目標の共有と摺り合わせ
 - 目標とする「ライフスタイル」の共有
- 行動的QOLの向上は手堅い目標
 - QOL: Quality of Life 「生活の質」
 - 行動的QOL: 正の強化で維持される行動の選択肢の数
 - 望月昭 行動医学研究 7, 8 17 (2001).
- 1日24時間のうち、「やりたいからやっている」時間を増やすことを目指す

地域ケア会議の目的の例

- 支援者のピアサポート
 - 強度行動障害支援は、支援者の負担も大きい
 - 組織の中での、担当者の孤立の問題も
- ピアサポート自体もケア会議開催の目的となりうる
 - エンパワーされて帰ることを目的としたケア会議
 - これは言語化しない目的であることも

地域ケア会議の主催者

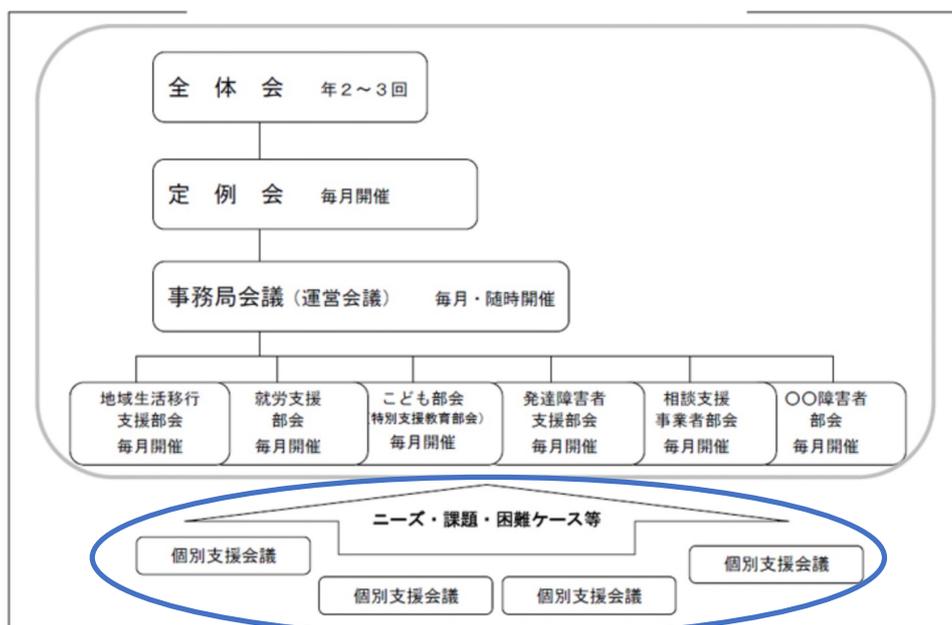
- 主催者の例
 - 病院、診療所
 - 医師、ソーシャルワーカー
 - 相談支援専門員
 - 自治体(市町村)
 - 自立支援協議会が主体となることも
 - 本人・家族

自立支援協議会

- 自立支援協議会とは
 - 市町村(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。
 - 厚生労働省 (自立支援)協議会について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kago/shougai Shahukushi/service/kyougikai.html

自立支援協議会

地域自立支援協議会組織図（例）



財団法人日本障害者リハビリテーション協会『自立支援協議会の運営マニュアル』

自立支援協議会

・ サービス担当者会議

- サービス担当者会議は、計画相談において個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために本人、家族、相談支援事業者及びサービス事業者等の関係者が集まって協議する場であり、(自立支援)協議会の組織内に位置づけられるものではありませんが、個の支援ネットワークと地域をつなぐ接点として非常に重要です。計画相談では実施が義務付けられていますが、他の相談支援事業等においても実施されます。地域によっては、ケア会議や支援会議等の通称で呼ばれることもあります。
- 令和6年4月1日から、(自立支援)協議会の関係者には守秘義務が課されます。そのため、会議を主催する者は、個別の支援に係る検討に参加した関係者に対して、業務上知り得た秘密を守る義務を負うことを関係者に周知することも求められます。

- 厚生労働省 (自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001334027.pdf>

地域ケア会議の参加者

- 参加者の例
 - 本人、家族
 - 医療従事者
 - 医師、公認心理師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー等
 - 福祉従事者
 - 日中活動施設職員
 - 居住施設職員
 - 外出支援等職員
 - 「中核的人材」の参加も
 - 教育従事者
 - 担任、特別支援教育コーディネーター、管理職、スクールカウンセラー等
 - 行政担当課職員
- 移行期には移行前、移行後の双方の関係者の参加を

地域ケア会議の参加者

- 参加者の例
 - 発達障害者支援センター職員
 - 広域的支援人材
 - 学識経験者等

地域ケア会議の方法

- リアル
 - ハイブリッド
 - オンライン
 - 書面等
- いずれの形式であっても情報の管理についての配慮が必要

地域ケア会議の日時、会場

- できるだけ出席者が多くなるように……
- 医療従事者が参加する場合、医療機関が会場を提供する場合も多い

有意義な会議にするために

- 開催目的の言語化と共有を
 - なんとなく集まる会議にしない
- ファシリテーターの役割が重要
 - 必ずしも主催者でなくても